

明治二十五年三月三十一日



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

〔規則〕  
〔證明規則の一部を改正する規則  
〔計検査院二〕  
〔告示〕

- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇）

〔府令・省令〕

○国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令  
（内閣府・国土交通二一）

〔省令〕

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一五）

○次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働三一）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三二）

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産二二）

○損失償償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一〇四）

○地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準の一部を改正する件（同一〇五）

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務七八）

○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（同七九）

○電気機械器具品質表示規程の全部を改正する告示を定める件（同五）

○受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準（総務一〇三）

○設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（同一〇四）

○個人向け国債の買入消却に関する告示を定める件（同七）

○雑貨工業品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件（同七）

○特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)
○特定事業者責任比率の一部を改正する件	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○再商品化義務総量の一部を改正する件 (同二)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 (同二)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 (同二)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 (同四)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件 (同五)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 (同六)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三條第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 (同七)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○平成二十八年度使用教科書等掲載補償金額を定める件 (文化庁二五)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○平成二十九年度使用教科書等掲載補償金額を定める件 (文化庁二六)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する事業者の判断の基準合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件 (同六四)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件 (同六五)	(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
○以下次のページへ続く	(以下次のページへ続く)

69	0.778	0.978	0.952	0.817	0.840
70	0.767	0.970	0.943	0.808	0.829
71	0.757	0.962	0.934	0.799	0.818
72	0.746	0.954	0.925	0.790	0.807
73	0.735	0.946	0.916	0.782	0.797
74	0.725	0.937	0.907	0.774	0.788
75	0.714	0.929	0.899	0.766	0.779
76	0.703	0.920	0.890	0.758	0.770
77	0.692	0.912	0.882	0.750	0.762
78	0.681	0.903	0.874	0.743	0.754
79	0.670	0.895	0.867	0.736	0.747
80	0.659	0.888	0.859	0.730	0.740
81	0.647	0.879	0.852	0.724	0.734
82	0.635	0.868	0.844	0.719	0.728
83	0.623	0.857	0.837	0.716	0.722
84	0.610	0.845	—	0.713	0.716
85	0.597	0.833	—	0.711	0.711
86	0.583	0.822	—	—	0.706
87	0.568	0.809	—	—	0.701
88	—	—	—	—	0.696
89	—	—	—	—	0.691
90	—	—	—	—	0.686

## 備考

管壁温度が、周囲温度が二十五度プラス・マイナス二度の状態で、日本工業規格C八

一一一(レ印)卓上スタンド、蛍光灯卓上スタンド(勉強用、読書用)に規定する正常姿勢で、卓上スタンド用蛍光灯器具に日本工業規格C八一八(蛍光灯安定器-性能要求事項)の附属書D試験用ランプ又は日本工業規格C八一七(蛍光灯電子安定器)の附属書E試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を加えて

点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定した温度とする。

(四) 消費電力の表示に際しては、日本工業規格C八一〇五一(照明器具第一部・性能要求事項通則)の七・五に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示する。しわぬいふ。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示あるいふ。

(五) ハンギング消費効率の表示に際しては、前回の数値を前回の数値で除した数値を小数点第一位まで表示する。

(六) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示するいふ。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記するいふ。

(八) 表示は、卓上スタンド用蛍光灯器具など、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載しわぬいふ。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示あるいふ。

○消費者庁告示第七号 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第二百四十九)第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の全部を改正するの告示を制定する。

平成二十九年三月三十日 消費者庁長官 岡村 和美

## 雑貨工業品品質表示規程

## (表示事項)

第一条 雑貨工業品の品質に関する表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる雑貨工業品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。ただし、最小販売単位の小さいものについては、別表第一に定めるといふことより当該表示すべき事項の一部を省略することができる。

## (遵守事項)

第二条 前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項は、別表第一のとおりとする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、内瓶にストレーナー鋼製の真空二重瓶を使用したものであつて卓上用のものに関する部分及び合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具に関する部分は、平成三十年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 平成三十年三月三十一日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によるといふこととする。

別表第一(第一条関係)

雜 貨 工 業 品	品質に関する表示すべき事項
トランクルーバー及びトレンチルーバー	一寸法 一枚数
離子紙	一 製法 二 材料 三 尺法 四 枚数 (平判式のものに限る。)

衣料用、台所用又は住居用の調理剤

一 品名  
二 成分  
三 液性  
四 正味量  
五 使用方法  
六 使用上の注意



下を具用台 同含所用、 じむの磨 のに研用又 る。研は材 以材家			下を具用ん濯 同含じむの及 洗び又下及剤 の淨住は同び の剤宅台じ化 研又用並品材 除く。磨はのび 以材家石に除含		哺乳用具	歯ブラシ(電動式のものを除く。以下同じ。)
クレンザー	住宅用又は家具用の洗浄 剤	洗濯用又は台所用の石け ん	合成洗剤			寸法 硬さ 復元率 外装生地の組成 使用上の注意
三二一 液性成 分	品名 使用量 使用上の注意	品名 用途 正味量 使用量の目安 使用上の注意	品名 用途 正味量 使用量の目安 使用上の注意	品名 成分 用途 正味量 使用量の目安 使用上の注意	品名 材料の種類 乳首の吸い穴の形状 瓶の容量 取扱い上の注意	一柄の材質 二毛の材質 三毛の硬さ 四耐熱温度

接着剤(動植物系のもの及びアスファルト系のもの)を除く、以下同じ)	その他の磨き剤	
	一 品名	四 用途
二 成分	二 品名	五 正味量
三 用途	三 使用上の注意	六 使用上の注意
四 正味量	四 成分	七 使用上の注意
五 使用上の注意	五 毒性	
六 取扱い上の注意	六 用途	
七 使用量の目安	七 使用上の注意	

別表第二(第二条関係)

- (一) ティシユペーパー及びトイレットペーパー
- (二) 寸法の表示に際しては、方形のものにあつてはその製品の縦及び横の長さを、いざれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示し、巻取りのものにあつてはその製品の幅をミリメートル単位で、長さをメートル単位でそれぞれ表示すること。この場合において巻取りの一枚以上重ねられたものにあつては、重ねられた枚数を枚重ね単位で、二枚以上重ねられたものの状態における長さをメートル単位で表示すること。この場合における許容範囲は、巻取りのものの長さについてはマイナス〇ミリメートル以内、方形のものの寸法及び巻取りのものの幅についてはプラス・マイナス二ミリメートル以内とする。
- (三) 枚数の表示に際しては、方形の一枚ものにあつてはその製品の枚数を、方形の二枚以上重ねられたものにあつてはその製品の一枚との合計枚数をそれぞれ表示すること。この場合において、一枚以上重ねられたものにあつてはその合計枚数の次に括弧書きで組数を付記すること。許容範囲は、マイナス〇とする。
- (四) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (五) 表示は、最小販売単位ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。
- (六) 表示は、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- 三 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤
- (一) 品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「漂白剤」の用語を付して表示すること。
- (二) 成分の表示に際しては、次のイからヘまでに掲げるところによること。
- イ 酸化剤又は還元剤については、その成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、それが次の表の下欄に掲げる成分の種類の名称を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

- 二 障子紙
- (一) 製法の表示に際しては、抄紙工程に抄紙機を用いる製法によるものは「機械すき」の用語、管柄を用いる製法によるものは「手すき」の用語を用いて表示すること。
- (二) 表示は、最小販売単位ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。

(一)

イ 長纖維原料及び木材バルブ(以下「長纖維原料等」という)については、次の表の上欄に掲げる長纖維原料等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる長纖維原料等の種類を示す用語にその長纖維原料等の混合率を示す数値を付記して、その混合率の大きいものから順に表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とし、長纖維原料等の種類の混合率が二十バーセント未満のものについては、混合率の付記を省略することができる。

## 長纖維原料等の種類

長纖維原料等の種類を示す用語

みつまた

みつまた

レーョン

ピス「ース」繊維

マニラ麻

ビニロン

ガラス繊維

ガラス繊維

バルブ

備考 長纖維原料等の種類の分析は、日本工業規格P-A-120(紙、板紙及びバルブ・繊維組成試験方法)に規定する試験方法によるものとする。

口

蛍光剤を配合しているものについては、「蛍光剤配合」の用語を用いて付記すること。

(二) 寸法の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる形状に応じ、幅及び高さをそれぞれ同表の中欄に掲げる計量単位を用いて、いざれを指すかを分かりやすく示して表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

形 状	計 量 単 位	許 容 範 囲	
		幅 センチメートル単位	長さ メートル単位
卷式	幅 センチメートル単位	プラス・マイナス〇・二センチメートル以内	マイナス〇メートル
平判式	幅 センチメートル単位	プラス・マイナス〇・二センチメートル以内	マイナス〇メートル
一枚ぱり式	幅 センチメートル単位	プラス・マイナス〇・五センチメートル以内	マイナス〇メートル
	長さ メートル単位	マイナス〇メートル	

- (四) 枚数の表示に際しては、その製品の枚数を表示すること(平判式のものに限る)。
- (五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (六) 表示は、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

主たる成分の区別	成分の系別を示す用語	成分の種類の名称を示す用語
酸化剤	塩素系	次亜塩素酸ナトリウム (又はカリウム) ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム 過炭酸ナトリウム 過ほう酸ナトリウム モノ過硫酸ナトリウム 過酸化水素
還元剤	還元系	ハイドロサルファイト 二酸化チオ尿素
(四) 正味量の表示に際しては、計量法(平成4年法律第五十一号)第十二条(特定商品の計量)及び第十三条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。		
水素イオン濃度(pH)	用語	
十一・〇を超えるもの	アルカリ性	
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性	
八・〇以下六・〇以上のもの	中性	
六・〇未満二・〇以上のもの	弱酸性	
三・〇未満のもの	酸性	

(五) イの酸化剤又は還元剤の種類の名称を示す用語の次に括弧書きでイの表の中欄に掲げる成分の系別を示す用語を用いて付記すること。  
 ハ界面活性剤を含有するものについては、「界面活性剤」の用語を用いて表示すること。  
 その用語の次に括弧書きで含有される界面活性剤のうちその含有率が最も高いものの種類の名称を示す用語を表示すること。  
 ニりん酸塩を五酸化りん(P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>)換算で一パーセント以上含有しているものについては、「りん酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス二以内とすること。  
 ホりん酸塩以外の洗浄補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を表示すること。また、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を表示すること。  
 ハホの規定にかかわらず、螢光剤又は酵素を配合しているものについては、「螢光増白剤」又は「酵素」の用語を用いて表示すること。  
 (三) 液性の表示に際しては、次の表に上欄に掲げる水素イオン濃度(pH)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものについては原液について、液状のもの以外のものについては使用適量の最高濃度溶液について日本工業規格JIS-R-02-1(pH測定方法)に定める方法により行うものとすること。この場合の測定温度は二十五度とすること。

- (六) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。  
 ハ 使用の対象としてのできるもの及びできないものを具体的に表示すること。  
 ハ 使用用途ごとに、標準的な使用方法を具体的に表示すること。  
 ハ 繊維に使用した場合に、当該繊維が変質したりしないことを確認するための試験方法を表示すること(還元系のものを除く)。  
 ホ 樹脂加工を施した繊維に使用して当該繊維が黄変した場合に、これを漂白するための方法を表示すること(塩素系及び還元系のものに限る)。
- (七) 一定の濃度で温水を使用した場合には、冷水を使用した場合よりも短い時間で同程度の漂白効果がある旨を表示すること(塩素系及び還元系のものに限る)。
- (八) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。  
 ハ 表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
 ハ 子供の手が届く所に置かない旨(この場合において、特別注意事項として表示する場合には、表示を省略することができる(塩素系の製品に限る))。
- (九) 万飲み込んだり又は目に入つたりした場合には、応急処置を行い、医師に相談すること。  
 ハ 直射日光の当たる所又は高温の所に置かない旨。  
 ハ 万飲み込んだり又は目に入つたりした場合には、応急処置を行い、医師に相談すること。  
 ハ 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
 ハ 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。  
 ハ 別記「塩素ガス発生試験(塩素系)」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇 ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。  
 ハ 「ませるな 危険」「ませるな 危険」
- (十) 特別注意事項の表示は、容器(箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ)ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、ハ及びイの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。  
 イ 「ませるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「ませるな 危険」と表示すること。「ませるな 危険」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上(製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ボイント以上(製品の排除体積が二百十三リットル以下のものにあつては二十六・二五ボイント以上)の大きさで表示すること。  
 ハ 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

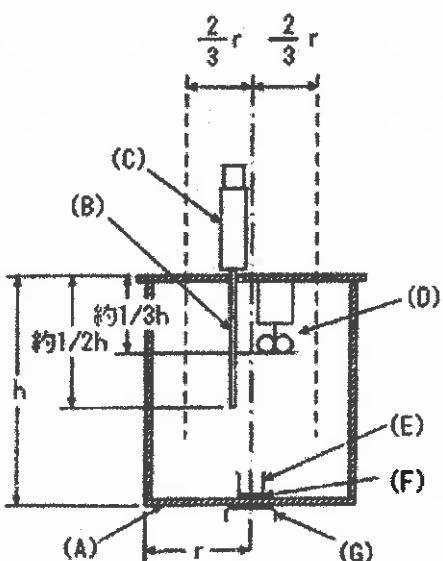
## 別記

## 塩素ガス発生試験(塩素系)

(1)

## 装置及び器具

(1) 次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風できるようとする。

塩素ガス発生量測定装置  
(B)、(D)は中心より2/3の範囲内

図中

(A)～(G)の内容については以下のとおり。

## (A) 合成樹脂容器

プラスチック製蓋付容器(丸形)、呼び容量二十九リットル(ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする)。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

## (B) 塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五、十ppm程度の範囲を測定できるもの。

(C) ガス採取器(百ミリリットル)  
槽内攪拌用軸流ファン

羽根(数四五枚、直径五七センチメートル、片面面積二百一十五三平方ミリメートルで約二千五百rpm、六十Hzで約三千rpm

リミリットルピース(長さ一センチメートル)

(E) スターラーピース(長さ一センチメートル)  
(G) マグネットックスターラー

ハ (1)から(4)までの事項の表示に際しては、枠を設け表示するいふ。この際、(1)については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示するいふとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ボイント以上大きくするいふとし、「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ボイント以上大きくするいふとし。

ハ (1)から(4)までの事項の表示に際しては、枠を設け表示するいふ。この際、(1)については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示するいふとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ボイント以上大きくするいふとし、「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ボイント以上大きくするいふとし。

## (1) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ビベットを用ひて(1)で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れたミリリットルビーカーを置く。

ロ 塩素系製品の原液三ミリリットル(又は三グラム)をそのビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネットックスターにて混合し、槽内をファンで攪拌する。

二 両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを由ミリリットル回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

塩素ガス濃度(ppm) =  $\frac{\text{測定塩素ガス濃度(ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量(l)}}{20}$

## (1) 基準溶液

ホ 室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

## イ 規格

酸性タイプ基準溶液については、塩酸九・三・九・七バーセントとする。

## ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試葉特級(日本工業規格K八一八〇)(塩酸)(試葉))の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

## ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を求め、それを塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、プロムチモールブルー溶液とする。

(四) 測定は(1)～(2)を三回行い、平均値を測定値とする。

(五) 本試験は、局部排気設備のある場所で換気において行う。

## 四 塗料

(1) 品名の表示に際しては、塗膜を形成するための主成分の種類に応じ適切に表示するいふ。特にその種類が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示するいふ。

塗膜を形成するための主成分の種類	品名を示す用語
乾性油	油性塗料
ニトロセルロース	ラッカー
合成樹脂	合成樹脂塗料
セラック	酒精塗料

(1) 色名の表示に際しては、表示すべき色名の色を容器の見やすい箇所に付着させ、その付着させた箇所にその付着させた色の色名を示す用語を用いて表示すること。

(1) 成分の表示に際しては、その成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示するいふ。特にその成分が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる成分の種類の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、その成分の名称又は合成樹脂の種類を示す用語などに、その用語の後に括弧書きでその含有率を示す数値を百分率で付記することができる。

成 分	成 分 の 種 類 の 名 称 を 示 す 用 語
セラック	セラック

**【合成樹脂】**の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの

二 残った塗料は、蓋をし、直射日光を避けて保存する旨(有機溶剤を含有するものに限る)。本 残った塗料は、蓋をし、直射日光やマイナス五度以下の場所を避けて保存する旨(水性 の塗料に限る)。

(十一) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
(十二) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から  
容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

サンクレアズ  
一の品名の表示に際しては、次の表一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示すること。この場合においては、偏光度、偏光軸、平行度及び屈折率についても、そぞろ表一二をもつて表示する。

卷

名	品	サングラス	屈折力がいかなる経線においてもマイナス○・一二五度以内であります。トライから〇・一二五度イオブトライまでの範囲内であり、かつ、任意のいかなる二経線間の屈折力の差が〇・一五度以下であるつて、平行度が〇・一六六度以下とのもの	サングラスの項に掲げる区分に該当するもののうち、次のイ及びロに該当するもの	偏光度が九十五度以上であるもの	偏光度が九十五度以下であるもの	前各項上欄に掲げる区分以外のもの
ファッショングラス		偏光サングラス					

表

項目	偏光度	偏光度	試験法
屈折力	偏光レンズにあつては、日本工業規格丁八一四一(遮光保護具)の九・一の「遮光能率と測定し、次の式により計算すること。」	偏光度 = $\sqrt{\frac{\text{平行位組合せ透過率} + \text{直交位組合せ透過率}}{2}}$ × 100	法
平行度	偏光めがねにあつては、各々の玉の偏光軸と水平(偏光軸を鉛直に用いたもの)に鉛直方向とのなす角度を測定すること。	平行度 = $\sqrt{\frac{\text{平行位組合せ透過率} + \text{直交位組合せ透過率}}{2}}$ × 100	方
偏光軸	日本工業規格丁八一四七(保護めがね)の八・一の「光学的性質」で定める方法により、レンズメータ、望遠鏡、オートコリメータ等を用いて測定すること。ただし、着用時を想定した特別な設計のものにあつては着用時を想定した測定方法により、レンズメータ、望遠鏡、オートコリメータ等を用いて測定すること。	偏光度 = $\sqrt{\frac{\text{平行位組合せ透過率} + \text{直交位組合せ透過率}}{2}}$ × 100	法

八 火気のあるところでは塗らない旨。  
九 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。  
一 子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないよう注意する旨。  
二 有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨（有機溶剤を含む塗料の粘度が高くなりにくいときは、塗料用希釈剤（使用すべき塗料用希釈剤の種類の名称を表示すること）で少し薄める旨。ただし、水性の塗料については水で薄める旨。一度以上下すまでにおいて同じ）。  
三 一度以上下すまでの間隔をとる旨。  
四 一度に厚塗りをしないで、塗る面と平行に移動しながら、やや薄めにまんべんなく二回から三回ぐらいたり重ねる旨。  
五 使用後は、噴出口が詰まらないよう、容器を逆さにして一秒程度空吹きし、噴出口をよく拭いてから蓋をする旨。  
六 用具の手入れ方法の表示に際しては、当該塗料の洗浄に適する手入れ方法を適正に表示することとし、その手入れ方法において使用すべき塗料用希釈剤の種類の名称を表示すること（エアゾール式のものを除く）。  
七 有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨（有機溶剤を含む塗料の粘度が高くなりにくいときは、塗料用希釈剤（使用すべき塗料用希釈剤の種類の名称を表示すること）で少し薄める旨。ただし、水性の塗料については水で薄める旨。一度以上下すまでの間隔をとる旨。一度に厚塗りをしないで、塗る面と平行に移動しながら、やや薄めにまんべんなく二回から三回ぐらいたり重ねる旨。使用後は、噴出口が詰まらないよう、容器を逆さにして一秒程度空吹きし、噴出口をよく拭いてから蓋をする旨。用具の手入れ方法の表示に際しては、当該塗料の洗浄に適する手入れ方法を適正に表示することとし、その手入れ方法において使用すべき塗料用希釈剤の種類の名称を表示すること（エアゾール式のものを除く）。  
八 火気のあるところでは塗らない旨。

(二) 枠の材質の表示に際しては、レンズ枠及びテンプルに主として使用されている材質の名称をレンズ枠及びテンプルごとにそれぞれ適正に表示することとし、特にその材質が次に掲げる材質の名称を示す用語に応ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる材質の名称を示す用語を用いて表示すること。なお、めつき、塗装等を施してあるものについては、枠の材質の種類を示す用語の後に括弧を付してその旨を付記すること。

六

- (六) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

(一) 自動車のフロントガラス等熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨（偏光サングラスのものに限る。）。

(二) 高温のところに置いたり、傷をつけるような金属と一緒にしまったりしない旨。

(三) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(四) 表示は、サングラスなど、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。

(五) ただし、使用上の注意の表示については、下げ札又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

（六） 清水器

(一) 材料の種類の表示に際しては、清水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、特にその材料が合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。なお、めつき、塗装等を施してあるものについては、材料の名称を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記することができる。

(二) ろ材の種類については、主たる浄水作用に係るろ材又は媒体（ろ過、吸着又は化学作用により水質に係る物質の除去又は減少の目的で使用される材料をいう。ただし、ろ材の流出防止等の目的で使用されるものを除く。以下同じ。）の種類を適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるろ材の種類に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げるろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、ろ材の種類を示す用語の次に括弧書きでる材の材料の種類を示す用語を付記することができる。また、材料として纖維を使用したものにあっては、纖維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）第六条第一項の規定に準じて表示すること。なお、二種類以上のろ材を使用している場合には、それぞれのろ材ごとにそのろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。

材の種類	ろ材の種類を示す用語
活性炭素繊維 成形したもの	活性炭
多孔質平膜	不織布
多孔質中空繊維膜	織布
逆浸透膜	逆浸透膜
多孔質平膜	不織布
中空糸膜	織布
逆浸透膜	活性炭
(1) ろ過流量の表示に際しては、日本工業規格S3210-1(家庭用浄水器試験方法)の六・一に定めるろ過流量試験の測定方法により得た数値をリットル単位で表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示したろ過流量に対してマイナス五パーセント以内とすること。	(1)
(2) 使用可能な最小動水圧の表示に際しては、次のイ及びロに掲げるところによることとしている。(供給された水を貯留して使用するものを除く)。この場合における誤差の許容範囲は、表示した最小動水圧に対してプラス十パーセント以内とすること。	(2)
(3) 連続式のものにあつては、使用可能な最小動水圧の測定は、日本工業規格S3210-1(家庭用浄水器試験方法)の六・二に定める最小動水圧試験の測定方法によることとし、使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること。	(3)
(4) ロ回分式のもの(供給された水を貯留して使用するものを除く)にあつては、別表第一の規定に基づいて表示するろ過流量を得ることができる最小の動水圧とする。この場合において、除去対象物質に対する除去性能及びろ過能力の試験方法が日本工業規格S3210-1(家庭用浄水器試験方法)に規定されているものについては、当該試験方法によること。	(4)
(5) イ 净水能力は、除去対象物質の名称を示す用語ごとに表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率八十パーセントである旨及び日本工業規格S3210-1(家庭用浄水器試験方法)に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとし、その場合の誤差の許容範囲は表示したろ過能力に対してもマイナス十パーセント以内とすること。	(5)
ロ 除去対象物質の名称について、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる除去対象物質の種類を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。	(ロ)
除去対象物質の区分	除去対象物質の種類を示す用語
遊離残留塩素 を発生させる物質	遊離残留塩素
揮発性有機化合物	クロロホルム ブロモジクロロメタン ジブロモクロロメタン ブロモホルム テトラクロロエチレン

農業	かび臭	重金属
二一クロロ一四・六ービスエチルアミノー・三・五ーテリ	二一メチルイソボルネオール	溶解性鉛
アジン	二一メチルイソボルネオール	

## 備考

1 総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本工業規格S三二〇一（家庭用淨水器試験方法）の六・四・三に規定する成分内容とする。

2 除去対象物質の種類を示す用語のうち、一ークロロ一四・六ービスエチルアミノー

一・三・五ーテリアジン及び二一メチルイソボルネオールについては除去対象物質の種類を示す用語として通常用している略称に代えることができる。

八 総過水量については、日本工業規格S三二〇一（家庭用淨水器試験方法）六・五の規定に係る過能力試験において当該除去物質の除去率が八十分の一に低下するまでの総過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十分の一に低下するまでのいずれか早い方までの総過水量とする。

(六) 回収率の表示に際しては、日本工業規格S三二〇一（家庭用淨水器試験方法）の六・三に定める回収率試験の測定方法により得た数値をパーセントで表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示した回収率に對してマイナス十パーセント以内とすること（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限ること）。

(七) ろ材の取替時期の目安については、適切な取替えの期間について具体的に分かりやすく表示すること。

(八) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 水道水等通常の飲料に供する水を使用する旨。

ロ ろ材の取替時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨。

ハ 热湯を流さない旨。

ホ 净水した水はできるだけ早く使用する旨。

ホ 夜間等長時間使用しなかつた場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流水時間をとる旨。

ヘ 凍結のおそれのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないよう注意する旨。

(九) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(十) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、ラベルの貼付け等印刷、下げるの取付け又はラベルの添付等で行うこと。

## 七 ショッピングカート

(一) 袋又は籠の寸法の表示に際しては、その袋又は籠の幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その長さを表す数値のプラス・マイナス二パーセント以内とすること。

(1) 耐熱温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。  
 この場合において、本体、蓋等、以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それらの部分の耐熱温度を部分を示す用語を併記して表示すること。

試験方法	耐熱温度の試験は、日本工業規格S20-29(プラスチック製食器類)の七、四に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、五十度を起點として十度おきに行う。ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起點とすることができる。この場合において恒温槽の中に入浴して試験を行なうこと
耐熱温度	ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行なうこと

(2) 耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。

$$\text{耐熱温度} = \text{耐冷温度} + (\text{耐冷温度} - 10\text{度})$$

試験方法	耐冷温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。
耐熱温度	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた恒温槽の中に合成ゴム製器具を入れて、一時間保持したのち、これを取り出し、そのまま二時間放置したときの機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験をマイナス十度を起點として十度おきの行う。(水を入れて冷蔵庫の中、使用する容器にあつては、常温の約八十バーセント入れておく)。この場合におい、低温槽の中に入浴して試験を行なうことができる。
耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。

耐冷温度	耐冷温度 = 前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度 + 10度
耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。

(3) 耐熱温度の表示に際しては、本体、蓋等、以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それらの部分の耐熱温度を部分を示す用語を併記して表示すること。

- (4) 容量の表示に際しては、容量が「リットル以上」の場合にあってはリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その容量を表す数値のプラス十パーセント以内、マイナス四パーセント以内とすること。
- (5) まな板の寸法の表示に際しては、まな板の本体を収容することができる最小の直方体(取扱手その他の付属品を除く)を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五ミリメートル以内とすること。
- (6) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。
- イ 火のそばに置かない旨。
  - ロ 熱い鍋等を載せない旨(まな板に限る)。
  - ハ レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペノン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。
  - ニ 冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る)。
  - ホ 容器等及び皿等に限る)。
  - ト オープン用として使用できないものについては、オープンで使用できない旨、オープンで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項(シリコンレンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項(台所食材の臭いが移る場合がある旨(台所用容器等及び皿等に限る)。
  - チ 食材の色が移る場合がある旨(台所用容器等及び皿等に限る。また、該当しない場合は省略できる)。

強化の種類	物理強化又はイオン強化により製品口部の表面に圧縮層を設け、口部の強度を増大したもの	物理強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	イオン強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの
強化の種類を示す用語	口部強化	全面物理強化	全面イオン強化
強化の種類	全面積層強化	全面物理強化	全面イオン強化

- (7) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (8) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。  
 ただし、取扱い上の注意の表示については、本体刻印、本体印刷又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。この場合において、表示することができる平面が五十平方センチメートル未満であつてすべての表示事項を表示できない場合には、別表第一の表示事項のうち、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。
- (9) 強化ガラス製器具
- (10) 品名の表示に際しては、「強化ガラス製器具」の用語を用いて表示すること。
- (11) 強化の種類の表示に際しては、その強化の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その強化の種類が次の表の上欄に掲げる強化の種類に応するものであるときは、それぞ同表の下欄に掲げる強化の種類を示す用語を用いて表示すること。

使 用 区 分	使用区分の種類を示す用語
加熱調理用等に用いられるものであつて、直接炎に当たて用いられるもの	直火用
加熱調理用等に用いられるものであつて、電磁波によつて加熱する用途を除くに用いられるもの	オーブン用
加熱調理用等に用いられるものであつて、電磁波によつて加热する用途に用いられるもの	電子レンジ用

表 面 塗 装 の 種 類	表面塗装の種類を示す用語
漆を塗装したもの	漆塗装
カシュー樹脂塗料を塗装したもの	カシュー塗装
メラミンアルキド樹脂塗料を塗装したもの	メラミンアルキド塗装
ユリアアルキド樹脂塗料を塗装したもの	ユリアアルキド塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン塗装
(三) 素地の種類の表示に際しては、器具の主な部分について使用される素地の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその素地が次の表の上欄に掲げる素地の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる素地の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、同表下欄中「合成樹脂の種類を示す用語」には、合成樹脂加工品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第五号)第二条第一号に規定する原料樹脂の種類を示す用語を用いること。	
(四) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。	
イ 調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、またガラスの部分が熱くなっているときは濡れた布巾で触れたり、濡れたところに置いたりしない旨(超耐熱ガラスを除く)。	
ロ 空吹きをしない旨(超耐熱ガラスを除く)。	
ハ 洗浄の際は、研磨材入りたわし、金属たわしやクレンザー等を使用しない旨。	
二 突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔等を近付けない旨(直火用のものに限る)。	
ホ ベ 加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨(直火用のものに限る)。	
ヘ 使用区分以外の使用は避ける旨。	
(五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。	
(六) 表示は最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示については、ラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。	
十一 漆又はガシュー樹脂塗料等を塗つた食事用、食卓用又は台所用の器具	
(一) 品名の表示に際しては、表面の塗装に天然の漆のみを使用したものにあつては「漆器」の用語を用いて表示することとし、その他の塗料を使用したものにあつては合成漆器等その品名を示す用語を用いて適正に表示すること。	
(二) 表面塗装の種類の表示に際しては、その表面塗装の種類を示す用語を用いて表示することとし、特にその表面塗装の種類が次の表の上欄に掲げる表面塗装の種類に応ずるときは、次の表の下欄に掲げる表面塗装の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において二種類以上の表面塗装を行つている場合には、それぞれ塗装部分ごとにその塗装部分を分かりやすく示し、当該部分ごとに塗装の種類を示す用語を用いて表示すること。	
(三) 鋼	
(一) 表面加工の表示に際しては、その表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その表面加工が次の表の上欄に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合には、それぞれの加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。	

表面加工の種類		表面加工の種類を示す用語	
材料の種類	材料の種類を示す用語	材料の種類	材料の種類を示す用語
アルミニウム又は アルミニウム合金	アルミニウム 九パーセント以上のもの	アルミニウム	アルミニウム
その他もの	アルミニウム合金	アルミニウム合金	アルミニウム合金
ステンレス鋼	「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分配率を括弧書きで付記したもの ほうろう用鋼板	「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分配率を括弧書きで付記したもの ほうろう用鋼板	「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分配率を括弧書きで付記したもの ほうろう用鋼板
ほうろう引きの鋼 板	以下の中のもの 以 下 の も の が 十 万 分 の 二 十 二	その他のもの	その他のもの
普通鋼板	その他のもの	その他のもの	その他のもの

寸法の表示に際しては、アルミニウム又はアルミニウム合金製のものにあつては日本工業規格S-1010(アルミニウム製加熱調理器具)の付属書Bの規定による最大内径又は最大内対辺を、その他のものにあつては日本工業規格S-3012(家庭用はうろう器物)の規定による内径又は最大内対辺をそれぞれセンチメートル単位で表示すること。

表面加工の種類	
食品に接触する部分に めつきを施したもの	しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に 及びたもの（皮膜厚さが日本工業規格H八六〇一（アルミニウムの表面層に 級がA A五以上）のものに限る）
銀めつきを施したもの	ニッケルめつきを施したもの
錫めつきを施したもの	ニッケルめつき
銀めつき	錫めつき

(四) 満水容量の表示に際しては、縁までの容量をリットル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五パーセント以内とすること。なお、縁までの容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定したものとする。また、測定は鍋をよく洗浄した上で行う。

(五) 取扱い上の注意の表示に際しては、圧力鍋を含む鍋については次のイに掲げる事項、圧力鍋については次のイ及びロに掲げる事項をそれぞれ表示すること。

イ 圧力鍋を含む鍋

① 空炊きをしない旨。

② 使用後はよく洗つて乾燥させる旨。

③ 取っ手の部分が熱くなる場合がある旨（該当しない場合は省略できる）。

④ 縁まで水等を満たした状態で使用しない旨（圧力鍋を除く）。

⑤ さびを防ぐために表面にラッカ等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨（該当しない場合は省略できる）。

⑥ 鍋の中に料理を保存しない旨（鉄製をほうろう引きのものを除く）。

⑦ スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨（ステンレス鋼製及びアルミニウム鋳物製のものを除く）。

⑧ 酸性又はアルカリ性のものの使用は避ける旨（アルミニウム製のものに限る）。

⑨ 天ぷら等の料理に際しては、油温を二百度以上に上昇させない旨。

⑩ 炙めものに使用しない旨（銅板製でほうろう引きのもの又は銅製のものに限る）。

⑪ 急激な衝撃を与えること、空炊きをした場合に水等をかけて急冷したりしない旨。

⑫ ストーブの上で使用しない旨。

ロ 圧力鍋

① 鍋に三分の一（ただし、豆類にあつては三分の一）以上内容物を入れて使用しない旨。

② 重曹を直接入れる料理をしない旨。

③ 多量の油を入れて使用しない旨。

④ 加熱状態では衝撃を与えない旨。

⑤ 使用中又は使用後は無理に蓋を開けない旨。

(六) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(七) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、下札又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

十四 湯沸かし

(一) 表面加工の表示に際しては、その表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する」とどし、その表面加工が次の表の上欄に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合には、それぞれの加工部分ごとにその加工部分を分かりやすく示し、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。

ほうろう引きのもの		焼付け塗装	ふつ素樹脂塗膜加工
		ほうろう	
材料の種類	材料の種類を示す用語		
アルミニウム又は アルミニウム合金	アルミニウムの成分が九十 九パーセント以上のもの	アルミニウム	(1) 材料の種類の表示に際しては、本体に使用した材料の種類を示す用語を用いて適正に示すこととし、その種類が次の表の上欄に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示することとし、当該用語次に括弧書きで湯沸かしの底の中央部において測定した材料の厚さをミリメートル単位で数点第一位まで付記すること。ただし、湯沸かしの底の中央部が湯沸かしの底全体の材料厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらが的確に反映されると考られる位置とその測定値を表示することもできる。この場合において、表示値の誤差の許範囲は、銅製のものにあつてはプラス・マイナス十パーセント以内、ステンレス鋼製のものにあつてはプラス・マイナス十パーセント以内、銅製のもの及びステンレス鋼製のものにあつてはプラス・マイナス十五パーセント以内とする。なお、二種類以上以外のものにあつてはプラス・マイナス十五パーセント以内とする。また、直接火に当たる部分に本体材料を使用している場合(合わせ板を含む)には、全ての材料の合計の厚さを付記することとし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合の容範囲はプラス・マイナス二十パーセント以内とする。また、直接火に当たる部分に本体異なる種類の材料をはり合わせたもの又はめつきを施したものについてはそれぞれ「はり寄せ」又は「めつき底」の用語を付記するものとする。
ステンレス鋼	その他のもの	アルミニウム	
ほうろう引きの鋼 以下のも	炭素含有率が十万分の十二	アルミニウム合金	
普通鋼板		「スレンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成率を括弧書きで付記したもの	ほうろう用鋼板

ふつ素樹脂塗膜処理を  
焼付け塗装を施したもの

(1) 材料の種類の表示に際しては、本体に使用した材料の種類を二示す用語を用いて適正に表示することとし、その種類が次の表の上欄に掲げる材料の種類に属するものであるときは、

それと同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示することとし、当該用語の次に括弧書きで湯沸かしの底の中央部において測定した材料の厚さをミリメートル単位で小数点第一位まで付記すること。ただし、湯沸かしの底の中央部が湯沸かしの底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらが的確に反映されると考えられる位置とその測定値を表示することもできる。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、銅製のものにあつてはプラス・マイナス二十分の一以内、ステンレス鋼製のものにあつてはプラス・マイナス十パーセント以内、銅製のもの及びステンレス鋼製のもの以外のものにあつてはプラス・マイナス十五パーセント以内とする。なお、二種類以上の材料を使用している場合には、全ての材料の合計の厚さを付記することとし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合の許容範囲はプラス・マイナス二十パーセント以内とする。また、直接火に当たる部分に本体と異なる種類の材料をはり合わせたもの又はめつきを施したものについてはそれぞれ「はり底」又は「めつき底」の用語を付記するものとする。

魔 法 瓶 の 種 類	用 語
中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したのであって、主として使用されるもので、通常外袋に蓋及びハンドル又はつり手を付けたもの	ガラス製卓上用魔法瓶
内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの	ガラス製卓上用まほうびん ステンレス製携帯用魔法瓶 ステンレス製携帯用まほうびん

(二) 容量の表示に際しては、製品ご付属の中全を計上すべき容量(以下「実容量」という。)として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又は手を付けたもの

(二) 実容量の表示に際しては、製品に付属の中栓をしたときの容量（以下「実容量」という）をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その容量を表す数値プラス・マイナス五パーセント以内とする。

(三) 保温効力の表示に際しては、室温二十度プラス・マイナス二度において、二時間以上主

(3) 満水容量の表示に際しては、口頭部又は注ぎ口までの容量のうちいすれか少ない縁までの容量をリットル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五パーセント以内とする。なお、縁までの容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定したものとする。また、測定は湯沸かしをよく洗浄した上で

四 取扱い上の注意の表示に際しては、使用方法、使用後の手入れ方法又は保存方法について次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。

ハ 口 緑まで水等を満たした状態で使用しない旨。取つ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨（該当しない場合は省略できる。）。

二 さびを防ぐために表面にラッカーや等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨（該当しない場合は省略することができる）。

へ、強い衝撃を与えたたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷したりしない旨  
のを除く)

(五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること

六 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載して、  
ただし、取扱い上の注意表示については、下げ札又はラベルの貼付け等本体から

十五 魔法瓶（中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであつて卓上用のもの、内瓶にステンレス

（テングス鋼製の真空二重瓶を使用したものであつて卓上用のものに限る。）

品名の表示に関しては、次の表の上欄に掲げる原法語の種類に応じて、横に掲げる用語を用いて表示すること。

廣法類の種類

ガラス製卓上用まほうびん  
通常外装に三及びハンドル又はつり手  
屋内で使用されるもの  
を付いたもの

内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの

W  
h

として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又は  
手を付けたもの

(1) 実容量の表示に際しては、製品に付属の中栓をしたときの容量（以下「実容量」という。）

プラス・マイナス五パーセント以内とするところ。

栓して放置した製品に付属の中栓を施したときの中栓の下端まで沸騰水を入れ、湯の温度が九十五度プラス・マイナス一度になつたとき、その製品付属の中栓等をした後、卓上用

浴槽についての十時間換算用魔法瓶については六時間放置した場合におけるその湯の温度が表示以上となるように温度を表示し、その次に括弧書きでそれぞれ「十時間」、「六時間」

(四) 保冷効力の表示に際しては、室温二十度プラス・マイナス二度において、二時間以上開

「と」を入れ、水の温度が四度プラス・マイナス一度になつたときに、その製品付属の中継等をした後、六時間放置した場合におけるその水の温差が表5以下となる。この温度を表5に示す。

し、その次に括弧書きで「六時間」と付記すること（ステンレス製携帯用魔法瓶であつて保冷専用のものに限る。）。

五

材料の種類の表示に際しては、次の如きによること。

ガラス製卓上用魔法瓶において、中瓶のガラスについては、常温における膨張係数が〇・〇〇〇〇六五以上のガラスを使用している場合にあつては、「ソーダ石灰ガラス」の用語を用いて表示すること。常温における膨張係数が〇・〇〇〇〇六五未満のガラスを使用している場合にあつては、「ほうけい酸ガラス」の用語を用いて表示すること。

において、内瓶については、「ステンレス鋼」の用語を用いて表示すること。

胸部、蓋、コップ、口金、中栓及び揚水パイプについては、消費者が理解しやすいように適切に表現をした上で、主として使用される材料の名称をそれぞれ正しく表示することとし、特にその材料が次に掲げる材料の名称を示す用語に応するものであるときは、それびとに掲げる名称を示す用語を用いて表示し、合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費庁告示第五号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。

なお、めつき、塗装等を施してあるものについては、材料の名称を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記することができる。

二  
鋼

- ステンレス鋼  
アルミニウム  
黄銅

備考 「鋼」とは、ステ

- (六) 使用上の注意の表示  
表示すること。  
イ やのそばに置かない。

中栓及び蓋は確実に

- ハ 熱いものを入れて使  
ラス製卓上用魔法瓶に

二 飲み物は中栓下端よ

- 二枚のいたでには丸洗いをしない旨（  
感する）。

ト ドライアイス又は炭

- チ 熱い飲料物の保温用  
専用のものに限る。)。

八七

- し、使用上の注意の表示  
から容易に離れない方法

六、革又は合成皮革を製品の

- (二) 材料(革又は合成皮)

アボン、トレブ、スカリ  
あつては、裏地に使用し

- に掲げる材料の種類に該する」といふ場合にあ

一部に使用して製造し、  
示す名称を付けて、使用

- 示で名前を付けて、使用した場合におけるその

示第四号)の規定に準じ表示すること。

材料の種類	材料の種類を示す用語
革	牛の革 羊の革 鹿革 馬革 豚革 鹿の革 馬の革 やぎの革
合成皮革	合成皮革 前各項に掲げる以外の革
材料の種類の種類を示す用語	合成皮革
材料の種類を示す用語	材料の種類を示す用語
備考	(一) 合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する纖維層を中心としたものについては「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。 (二) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること(特に、材料の種として合成皮革を使用するものにあっては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱方を具体的に表示すること)。 イ 色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項。 ロ 保存、手入れ方法に関する注意事項。 ハ アイロン掛けに関する注意事項。
(三) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を表示すること。ただし革製の衣料(表面の面積のうち革の割合が百パーセントを占める縫製品に限る)については表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号に代えて、経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号を付記することができる。	(四) 表示は、革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料ごとに、消費の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、下げ札又はラベルの縫い付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋
牛の革 馬の革 豚の革 ペツカリーノ革	牛革 馬革 豚革 ペツカリーノ革
材料の種類	材料の種類を示す用語

備考	合 成 皮 革	前 各 項 に 握 ゲ ル 以 外 の 皮 革	合 成 皮 革
ボリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いてないものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。	鹿の革	や ぎ の 革	羊の革
(一) 寸法の表示に際しては、日本工業規格S四〇五一(成人用手袋のサイズ及びその表示法)の二・一「手開き」で規定される長さをセンチメートル単位の整数により表示すること。	犬の革		
(二) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること(特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにあつては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱い法を具体的に表示すること)。			
イ 色落ち、硬化又は劣化に關する注意事項。 ロ 保存、手入れ方法に關する注意事項。			
ハ アイロン掛けに關する注意事項。			
(四) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。ただし革製の手袋表面の面積のうち革の割合が百パーセントを占める縫製品に限る)について表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号に代えて、経済産業大臣の定めるところよりその承認を受けた番号を付記することができます。			
(五) 表示は、革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋ことに、消費の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、ラベルの縫い付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。			
十八 かばん			
(一) 皮革の種類の表示に際しては、その品質を適正に表示すること。特に次の表の上欄に挙げるかばんについては、その種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示することとし、これ以外のかばんには、これらの用語又はこれらの用語と紛らわしい用語を用いて表示をしてはならない。			
外 面 積 の 六 十 パ ー セ ン ト 以 上 が 表 皮 付 き の 馬 革 の も の	か ば ん の 種 類	用 語	
外 面 積 の 六 十 パ ー セ ン ト 以 上 が 表 皮 付 き の 豚 革 の も の		牛 革	
外 面 積 の 六 十 パ ー セ ン ト 以 上 が 表 皮 付 き の 羊 革 の も の		馬 革	
外 面 積 の 六 十 パ ー セ ン ト 以 上 が 表 皮 付 き の や ぎ 革 の も の		豚 革	
外 面 積 の 六 十 パ ー セ ン ト 以 上 が 表 皮 付 き の 牛 革 及 び 豚 革 の も の		羊 革	
外 面 積 の 六 十 パ ー セ ン ト 以 上 が 表 皮 付 き の 牛 革 及 び 馬 革 の も の		牛 革	
外 面 積 の 六 十 パ ー セ ン ト 以 上 が 表 皮 付 き の 牛 革 及 び 豚 革 の も の		牛 革・馬 革 混 用	

外面積の六十パーセント以上が表皮付きの馬革及び豚革のもの  
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの牛革、馬革及び豚革のもの

(二) 取扱い上の注意の表示については、次に掲げる事  
れに貼り付けたラベル等 消費者に見やすい箇所に分  
一 素材にあつたクリーナー、クリームや中性洗剤等  
二 満れたときは、陰干しで乾かす旨。  
八 保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨。

(三) 表示には、表示した者の氏名若しくは名称及び住

外面積の六十パーセント以上が表皮付きの馬革及び豚革のもの 外面積の六十パーセント以上が表皮付きの牛革、馬革及び豚革のもの	馬革・豚革混用 牛革・馬革・豚革混用
(一) 取扱い上の注意の表示については、次に掲げる事項について、本体（その容器）又はこれに貼り付けたラベル等、消費者に見やすい箇所に分かりやすく表示すること。 イ 素材にあつたクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをする旨。 ロ 撫れたときは、陰干しで乾かす旨。	床革
ハ 保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨。	
(二) 表示には、表示した者の氏名若しくは名称及び住所若しくは電話番号又は経済産業大臣	

<p><b>外面積の六十分以上が牛、馬又は豚の床革のもの</b></p> <p>(二) 取扱い上の注意の表示については、次に掲げる事項について、本体（その容器）又はこれに貼り付けたラベル等、消費者に見やすい箇所に分かりやすく表示すること。 イ 素材にあつたクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをする旨。</p> <p>(四) 表示は、かばんごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。</p> <p><b>十九 洋傘</b></p> <p>(三) 表示には、表示した者の氏名若しくは名称及び住所若しくは電話番号又は経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号を付記すること。</p> <p>(四) 表示は、かばんごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。</p> <p><b>二十 輪</b></p> <p>(一) 甲皮として使用する材料の表示に際しては、「合成皮革」と表示すること。</p> <p><b>備考</b></p> <p>合成皮革のうち、基材に特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する織維層を主とし、ボリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。</p> <p>(一) 底材として使用する材料の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる材料の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示すること。</p>	<p><b>床革</b></p> <p><b>馬革・豚革混用</b></p> <p><b>牛革・馬革・豚革混用</b></p>
<p><b>材 料 の 種 類</b></p> <p>ゴム</p> <p>合成樹脂又は合成樹脂とゴムとの混合物</p>	<p>ゴム底</p> <p>合成底</p> <p>材料の種類を示す用語</p>

天然木化粧合板	天然木を薄くそいで作った板
天然木單板	天然木化粧合板

- (二) 底の耐油性の表示に際しては、日本工業規格K六三五八(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム)耐油性の求め方の五に規定する方法によつて、試験用油のうち「N.O.3油」を用い、試験温度四十度プラス・マイナス一度において二十二時間プラス・マイナス〇・二五時間浸せき試験を行なつたときの体積変化率が三十五パーセント以下であつて、かつ、甲皮と底材との接着部の接着力が接着面に対し九十度方向への剥離強度で一センチメートル当たり二キログラム以上の場合は、底材として使用する材料の種類を示す用語の次に括弧書きで「耐油性」の用語を用いて表示すること。
- (四) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。ただし、(二)については、「耐油性」の表示のある場合は、この限りでない。
- イ 甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨。
- ロ 火のそばに置くと、軟化又は変形がある旨。
- ハ 乾燥するときは、陰干しにする旨。
- ニ 油を引いてある場所での使用はなるべく避ける旨。
- (五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (六) 表示は、難ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、下げる取付け又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。
- (二十一) たんす
- (一) 尺寸法の表示に際しては、外形寸法及び引き出しの奥行き寸法を表示することとし、外形寸法についてはたんすの幅(扉を九十度開いたときに幅の増加するものにあつては、扉を開いたとき及び扉を九十度開いたときにおける幅)、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示し、引き出しの奥行き寸法についても引き出しのうち容積の最も大きいものについてその奥行きの内り寸法をミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には小数点第一位まで付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、外形寸法についてはプラス五ミリメートル以内、マイナス十ミリメートル以内とし、引き出しの奥行き寸法についてはマイナス十ミリメートル以内とする。なお、小数点第一位が〇となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- (二) 表面材の表示に際しては、たんすの正面の表面に使用した材料(側面の表面に使用した材料が正面の表面に使用した材料と異なるときは、正面の表面及び側面の表面に使用した材料)の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、その材料が次の表の上欄に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示し、その材料が合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程(平成十九年消費者庁告示第五号)第二条第一号の規定に準じて表示すること。この場合において、二種類以上の表面材を使用している場合には、それぞれの使用部分ごとにその使用部分を分かりやすく示し、当該使用部分ごとに材料の種類を示す用語を用いて表示すること。

天然木化粧織維板	天然木化粧織維板
プリント紙化粧合板	プリント紙化粧合板
合成樹脂化粧織維板	合成樹脂化粧織維板
合成樹脂化粧合板	合成樹脂化粧合板
備考	「合成樹脂化粧バーティカルボード」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
参考	「合成樹脂化粧バーティカルボード」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧バーティカルボード	合成樹脂化粧バーティカルボード
プリント紙化粧織維板	プリント紙化粧織維板
合 成樹脂化粧合板	合 成樹脂化粧合板
表 面 加 工 の 種 類	表 面 加 工 の 種 類
ポリエステル塗料を塗装したもの	ポリエステル塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カシューかく油、漆オール等を樹脂化した油性塗料を塗装した漆を塗装したもの	油性合成漆塗装
油性塗料を含浸させて仕上げたもの	漆塗装
ワックスを塗つて仕上げたもの	ワックス仕上げ
材料の種類を示す用語	材料の種類を示す用語
(四) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。	(四) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。
該当しないことが明らかなときは、表示を省略することができる。	該当しないことが明らかなときは、表示を省略することができる。
イ 据付けに際しては、湿気の多いところを避け、たんすを水平に保つために必要な措置を講ずる旨。	イ 据付けに際しては、湿気の多いところを避け、たんすを水平に保つために必要な措置を講ずる旨。

(五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(六) 表示は、たんすごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。

## 二十二

机及びテーブル

(一) 外形寸法の表示に際しては、机又はテーブルの本体を収容することができる最小の直方体(取っ手その他の付属品を除く)を想定し、その幅・奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記することとし、センチメートルの誤差の許容範囲は、プラス・マイナスミリメートル以内とする。なお、小数点第一位が〇となるものについては、小数点第一位を省略することができる。また、甲板の幅・奥行き又は高さが調節できるものについては、その最大及び最小の値をミリメートル又はセンチメートル単位で外形寸法を示す数値の次に括弧書きで付記すること。

(二) 甲板の表面材の表示に際しては、机又はテーブルの甲板の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、その使用材料が次の表の上欄に掲げる材料の種類に属するものであるときはそれぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示することと。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合には、それぞれの加工部分を分かりやすく示し、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示することと。

材料の種類	材料の種類を示す用語
天然木化粧合板	天然木 (天然木(天然木の板をモザイク状に組み合わせて貼り付けて作つた板を含む。以下この号において同じ))
天然木化粧合板	天然木
天然木化粧織維板	天然木化粧合板
プリント紙化粧織維板	天然木化粧織維板
合成樹脂化粧織維板	プリント紙化粧織維板
合成樹脂化粧バーティカルボード	プリント紙化粧織維板 (合成樹脂化粧織維板の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの)
合成樹脂化粧合板	プリント紙化粧織維板 (合成樹脂化粧バーティカルボードの用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの) 「合成樹脂化粧合板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
天然石	「天然石」の用語にその天然石の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
ガラス	ガラス
合成皮革	合成皮革
合成樹脂を主体とするシート	合成樹脂シート

備考

1 合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

2 材料の種類のうち、天然木化粧織維板、プリント紙化粧織維板、合成樹脂化粧織維板であつて、日本工業規格A五九〇五(織維板)の四に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「織維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。

## 二十三

表面加工の表示

表面加工の種類を示す用語

ポリエステル塗料を塗装したもの	ポリエステル塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ニトロセルロースラッカー塗装
ラッカーアクリル塗装	ラッカーアクリル塗装
カシューから油、漆オール等を樹脂化した油性塗装したもの	カシューから油、漆オール等を樹脂化した油性塗装
塗装したもの	塗装
油性塗装を含浸させて仕上げたもの	油性塗装
めっき加工を施したもの	めっき
油性塗装を含浸させて仕上げたもの	油性塗装
めっき加工を施したもの	めっき
油性塗装	油性塗装
オイル仕上げ	オイル仕上げ
「めっき」の文字にそのめっき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの	「めっき」の文字にそのめっき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
アルマイト	アルマイト

## (四)

取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示することと。この場合において、該当しないことが明らかなときは、表示を省略することができる。

(五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
(六) 表示は、机又はテーブルごとに、消費者の見やすい箇所に分かれやすく記載してする」と。

(一) 寸法の表示に際しては、外形寸法及び座面の高さ(椅子又は腰掛けの場合に限る)を表示することとし、外形寸法については椅子、腰掛け又は座椅子を収容することができる最小の直方体を想定し、その幅・奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示し、座面の高さについては座面中央(座位基準点)の水平の高さをミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記することと。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナスミリメートル以内とする。なお、小数点第一位が〇となるものについては、小数点第一位を省略することができる。また、背もたれ部の床面に対する角度が調節できるもの、座面の高さが調節できるもの又は足を置く台が引き出せるものについては、その寸法の最大及び最小の値をミリメートル又はセンチメートル単位で寸法を示す数値の次に括弧書きで付記すること。

(二) 構造部材の表示に際しては、同一の材料を使用している主要な部分ごとに当該使用材料の名称を示す用語を用いて適正に表示することと。この場合において、その使用材料が次の表の上欄に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示することと。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合には、それぞれの加工部分を分かりやすく示し、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示することと。

表示規程(平成二十九年消費者庁告示第五号)第二条第一号の規定に準じて表示すること。

構造部材の種類	構造部材の種類を示す用語
天然木	天然木
天然木の板を繊維方向をそろえて重ね、接着して作った板	積層材
普通合板	普通合板
硬質繊維板、半硬質繊維板又は軟質繊維板	繊維板
パーティクルボード	パーティクルボード
竹	竹
とう	とう
鋼、ステンレス鋼、鉄、アルミニウム又はアルミニウム合金	「金属」の用語にその金属の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
人造石	人造石
天然石	天然石
陶磁器	陶磁器
(二) 表面加工の表示に際しては、椅子、腰掛け又は座椅子の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示すること。この場合において、その材料が次の表の上欄に掲げる張り材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる張り材の種類を示す用語を用いて表示し、その材料が繊維製品(ローブを除く。)であるときは、繊維製品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第四号)の規定に準じて表示すること。	天然木
竹	竹
人造石	人造石
天然石	天然石
陶磁器	陶磁器
(二) 表面加工の表示に際しては、椅子、腰掛け又は座椅子に施した表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その表面加工が次の表の上欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。	天然木
表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カシューかく油、漆オール等を樹脂化した油性漆を塗装したもの	油性合成漆塗装
漆を塗装したもの	漆塗装
油性塗料を含浸させて仕上げたもの	オイル仕上げ
めつき加工を施したもの	「めつき」の用語にそのめつき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
アルミウムの表面層に施したもの	アルマイト

張り材の種類	張り材の種類を示す用語
皮革	「皮革」の用語にその皮革の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成皮革	合成皮革
布に短繊維を植え付けたもの	植毛シート
ロープ	「ロープ」の用語にその素材の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成皮革	合成皮革
張り材の種類	張り材の種類を示す用語
クッション材の種類	クッション材の種類を示す用語
スポンジゴム	スponジゴム
ウレタンフォーム	ウレタンフォーム
鋼製ばね	鋼製ばね
(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。この場合において、該当しないことが明らかなときは、表示を省略することができる。	(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。この場合において、該当しないことが明らかなときは、表示を省略することができる。
イ 直射日光又は熱を避ける旨。	イ 直射日光又は熱を避ける旨。
ロ 乳幼児の転落の防止に関する注意事項(乳幼児が使用するものに限る。)	ロ 乳幼児の転落の防止に関する注意事項(乳幼児が使用するものに限る。)
(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。	(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
(八) 表示は、椅子、腰掛け又は座椅子ことに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。	(八) 表示は、椅子、腰掛け又は座椅子ことに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。
(二十四) スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス	(二十四) スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス
(一) 構造の表示に際しては、その構造を示す用語を用いて適正に表示することとし、その構造が次の表の上欄に掲げる構造の種類に応するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる構造の種類を示す用語を用いて表示すること。	(一) 構造の表示に際しては、その構造を示す用語を用いて適正に表示することとし、その構造が次の表の上欄に掲げる構造の種類に応するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる構造の種類を示す用語を用いて表示すること。

(四)

張り材の表示に際しては、椅子、腰掛け又は座椅子の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、この場合において、その材料が次の表の上欄に掲げる張り材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる張り材の種類を示す用語を用いて表示し、その材料が繊維製品(ロープを除く。)であるときは、繊維製品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第四号)の規定に準じて表示すること。

(五)

合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

備考 合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。  
 (一) 表面加工の表示に際しては、椅子、腰掛け又は座椅子に施した表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その表面加工が次の表の上欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。

備考 合成皮革の表示に際しては、同一のクッション材を使用している主要な部分」として、当該使用クッション材の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、そのクッション材が次の表の上欄に掲げるクッション材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げるクッション材の種類を示す用語を用いて表示すること。

備考 合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。  
 (一) 表面加工の表示に際しては、椅子、腰掛け又は座椅子に施した表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その表面加工が次の表の上欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。

備考 合成皮革の表示に際しては、同一のクッション材を使用している主要な部分」として、当該使用クッション材の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、そのクッション材が次の表の上欄に掲げるクッション材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げるクッション材の種類を示す用語を用いて表示すること。

構造の種類	構造の種類を示す用語
構造が一体で折り畳みのできないもの	一體式
ファスナー又は布地等で連結されており、折り畳みができるもの	連結式

(二) ものの表示に際しては、日本工業規格S-1-101(住宅用普通ペント)の六、二寸法の測定に規定する測定方法により測定したマットレスの厚さ、幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、日本工業規格S-1-101(住宅用普通ベッド)の六、一「製作許容差」の表三によること。なお、連結式においては、個々のマットレスを測定し、和をもつて表示することとする。また、小数点第一位が〇となるものについては、小数点第一位を省略することができる。

(三) 材料の表示に際しては、「コイルスプリング」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで、詰物(詰物をくるむために用いる薄い布等を除く、以下同じ)の材料の名称を適正に表示することとし、その材料が、次の表の上欄に掲げる詰物の材料の種類を示す用語に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる詰物の材料の種類を示す用語を用いて表示すること。

詰物の材料の種類	詰物の材料の種類を示す用語
軟質ポリウレタンフォーム やし繊維を主体とする詰物	ウレタンフォーム
フェルト 「フェルト」の文字にそのフェルトの主な材質の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの	バームパッド

(四) 外装生地の組成の表示に際しては、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、特に外装生地が繊維製品の場合にあっては、繊維製品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の規定に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いること。

ハスプリングマットレス

(六) ハスプリングマットレスの上で跳んだり跳ねたりしない旨。  
(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
表示は、スプリングマットレスごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。  
ただし、使用上の注意の表示については、記載した布の縁い付け又は貼付け等本  
体から容易に離れない方法で行うこと。

(1) 構造の表示に際しては、クッション材の構造を示す用語を用いて適正に表示することとし、その構造が次の表の上欄に掲げる構造の種類に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる構造の種類を示す用語を用いて表示すること。

区	分	用	語
百十二ユートン (十一重量キログラム) 以上	かため		
七十五ニコートン (七・五重量キログラム) 以上百十二ユートン (十一重量キログラム) 未満	ふつう		
七十五ニコートン (七・五重量キログラム) 未満	やわらかめ		

(四) 硬さの表示に際しては、日本工業規格K・六四〇〇—一（軟質発泡材料—物理特性—第二部：硬さ及び圧縮応力—ひずみ特性の求め方）の大・四「A法（四十%定圧縮して三十秒後之力を求める方法）」に規定する硬さ試験の測定方法により得た数値をニュートン（重量キログラム）単位で表示したもののが大きさに応じ、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる用語を表示し、数値を括弧書きで付記するものとする。この場合における許容範囲は、その硬さを示す数値に二百ニユートン（二十重量キログラム）をえたもののプラスマイナス十パーセント以内とする。

構造の種類を示す用語	構 造 の 種 類
一枚もの、いずれかの表面が波形のもの	一枚もの 波形
一枚もので、表面が波形でないもの	一枚もの 平形
表面が波形でないものを積層したもの	平形
いづれかの表面が波形のものと表面が波形でないものとを積層したもの	波形
不定形のものを使用したもの	不定形



界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名称を示す用語
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系(陰イオン)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム) アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
直鎖アルキルベンゼン系	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
高級アルコール系(陰イオン)		アルキル硫酸エステルナトリウム アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
アルファオレフィン系		アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
ノルマルパラフィン系		アルキルスルホン酸ナトリウム ソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレンソルピタン脂肪酸エス
脂肪酸アルカノールアミド 性剤	脂肪酸系(非イオン)	しょ糖脂肪酸エステル 脂肪酸アルカノールアミド
非イオン系界面活性剤		

高級アルコール系(非イオン)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル
アルキルフェノール系	ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
アミノ酸系	アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
ベタイン系	アルキルベタイン
アミンオキシド系	アルキルアミンオキシド
第四級アンモニウム塩系	アルキルトリメチルアンモニウム塩 ジアルキルジメチルアンモニウム塩
陽イオン系界面活性剤	両性イオン系界面活性剤

水素イオン濃度 (pH)	用語
十一・〇を超えるもの	アルカリ性
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性
八・〇以下六・〇以上のもの	中性
六・〇未満三・〇以上のもの	弱酸性
三・〇未満のもの	酸性

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、計量法(平成四年法律第五十一号)第十二条(特定商品の計量)及び第十三条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちのキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

(六) 使用量の目安の表示に際しては、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨。

ロ 野菜及び果物を五分間以上漬けたままにしない旨(野菜及び果物の洗浄に適するものに限る)。

ハ 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は三十秒間以上、食器及び調理用具は五秒間以上すすぐ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて二回以上すすぐ旨(野菜及び果物の洗浄に適する合成洗剤に限る)。

二 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、五秒間以上すすぐ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて二回以上すすぐ旨(野菜及び果物の洗浄に適さない合成洗剤に限る)。

ホ 用途外に使用しない旨。

ヘ 万一杯み込んだり、目に入つたりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

表記には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(九) 表記は、最小販売単位」として、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

(十) 別記「塩素ガス発生試験(酸性タイプ)」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇 ppm 以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「酸性タイプ」

ハ 塩素系の製品と一緒に使う(混ぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

(十一) 特別注意事項の表示は、容器箱に入っているものについては箱及び容器(以下同じ)とともに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、「口及びハ」の表示はそれぞれ離接した位置に行うこと。

イ、「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示する。

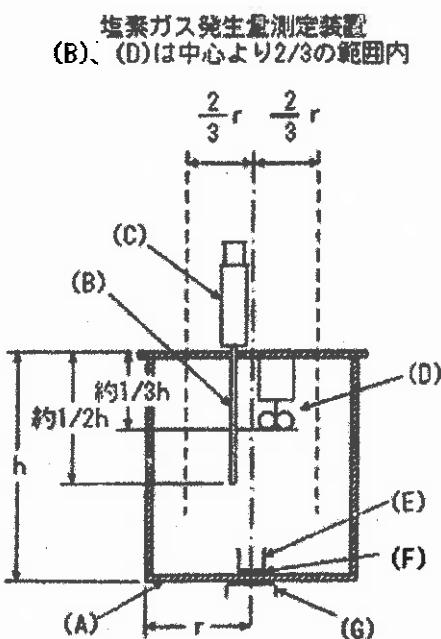
イ、「まぜるな 危険」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上(製品の排除体積(キャップを含む)以下同じ)が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上(製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十一・二ポイント以上(製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示すること。

## 別記

## (一) 装置及び器具

ハ 塩素ガス発生試験(酸性タイプ)

次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風できるようとする。



図中 (A) ~ (G) の内容については以下のとおり。

(A) 合成樹脂容器  
ブ拉斯チック製蓋付容器(丸形)、呼び容量二十リットル(ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする)。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

(B) 塩素ガス検知管  
試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五~十 ppm 程度の範囲を測定できるもの。

(C) ガス採取器(百ミリリットル)  
槽内攪拌用軸流ファン

(D) 羽根(数4~5枚、直径5~7センチメートル、片面面積一百一十~三百二十平方ミリメートル/枚で総面積千百~千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの)、回転数五十ヘルツで約二千五百 rpm、六十ヘルツで約三千 rpm

(E) 十ミリリットルビーカー

口 「酸性タイプ」の表示に際しては、枠を設け「酸性タイプ」と赤系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「酸性タイプ」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ 塩素系の製品と一緒に使うと有害な塩素ガスが出て危険である旨の表示に際しては、枠を設け「塩素系」及び「危険」の文字を用いて表示すること。「塩素系」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすることし、「塩素系」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

(F) スターラービース (長さ一センチメートル)  
(G) マグネチックスター

## (1) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ビベットを用いて酸性タイプの製品の原液三ミリリットル (又は三グラム) を入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ (1) で定める塩素系基準溶液三ミリリットルをビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターにて混合し、槽内をファンで搅拌する。二両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量 (l)}}{\text{ホル密温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。}}$$

## (2) 基準溶液

イ 基準溶液は、室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

## イ 規格

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム四・八・五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九・一・一パーセントの混合溶液である。

## ロ 調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム四・八・五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九・一・一パーセントの混合溶液である。

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム約〇・三パーセント)を(1)ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級 (日本工業規格K・八五七六 (水酸化ナトリウム (試薬)) の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るよう調製する。

## ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法は以下のとおり。

イ 次亜塩素酸ナトリウムについては、基準溶液を一・〇グラムないし一・五グラム精粹し、イオン交換水を五十五ミリリットルと水酸化カリウム二グラム及び酢酸十ミリリットルを加え、遊離したヨウ素を〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液の所要量に対応する次亜塩素酸ナトリウムを求めて含有率を算出する。

水酸化ナトリウムについては、純水五十五ミリリットルに基準溶液を五・〇グラム加えた溶液に、水酸化ナトリウムで中和した過酸化水素水を上記基準溶液内に発泡がなくなるまで少量ずつ滴下して次亜塩素酸ナトリウムを分解した後、〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

四 測定は(1)イ～(2)を二回行い、平均値を測定値とする。

五 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

洗濯用又は台所用の石けん (界面活性剤又は界面活性剤の他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの) (洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の七十パーセント以上のものに限り、台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の六十パーセント以上のものに限る) をいう。

一 品名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示すること。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名称を示す用語	区
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系 (陰イオン)	脂肪酸ナトリウム	純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの
直鎖アルキルベンゼン系	直鎖アルキルベンゼン系	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	純石けん分以外の界面活性剤を含有するもの
高級アルコール系 (陰イオン)	アルキル硫酸エステルナトリウム	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム	洗濯用石けん

非イオン系界面活性剤	アルファオレフィン系 ノルマルバラフィン系	アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム アルキルスルホン酸ナトリウム アルキル脂肪酸エステルソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル
脂肪酸系(非イオン)		しょ糖脂肪酸エステルソルビタン脂肪酸エステル
高級アルコール系(非イオン)	アルキルフェノール系	ポリオキシエチレンアルキルエーテル
陽イオン系界面活性剤	アミノ酸系 ベタイン系 アミンオキシド系	アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム アルキルベタイン アルキルアミノキシド アルキルトリメチルアンモニウム塩 ジアルキルジメチルアンモニウム塩
備考	界面活性剤の種類の名称を示す用語のうち直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムについては、界面活性剤の種類として通常使用している略称に代えることができる。 ヘハ及びヘハの規定により種類の名称又は別名を表示する場合において、表示すべき純石けん分の種類若しくは系別の数又は純石けん分以外の界面活性剤の種類若しくは系別の数が二以上ある場合には、純石けん分又は純石けん分以外の界面活性剤ごとに、その含有率の大きいものから順次種類の名称又は別名を示す用語を列記すること。	(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。 (五) 正味量の表示に際しては、計量法(平成四年法律第五十一号)第十二条(特定商品の計量)及び第十三条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合において、正味量の表示は製造されたときの計量によるものとし、その単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちのキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

十一・〇以下八・〇を超えるもの	水素イオン濃度(pH)	アルカリ性
		弱アルカリ性

(三) 液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度(pH)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものについては原液について、液状のもの以外のものについては使用適量を用いた溶液について日本工業規格JIS H 8001( pH 測定方法)に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は、二十五度とする」と。

- 又、蛍光剤、酵素又は漂白剤を配合しているものについては、「蛍光増白剤」、「酵素」又は「漂白剤」の用語を表示すること。
- (1) 炭酸塩
  - (2) けい酸塩
  - (3) 硫酸塩
  - (4) アルミノけい酸塩
  - (5) エチルアルコール
  - (6) 尿素

- (一) 界面活性剤の表示は、次のイからヘまでに掲げるところによること。  
 (二) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
 (三) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。  
 (四) 固形石けんについては、液性、用途、正味量、使用量の目安及び使用上の注意の表示を省略することができる。  
 (五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
 (六) 表示は、万一杯み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談すること。  
 (七) 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、五秒間以上すすぐ旨(野菜及び果物の洗浄に適さない石けんに限る)。  
 (八) 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は三十秒間以上、食器及び調理用具は五秒間以上すすぐ旨(野菜及び果物の洗浄に適する石けんに限る)。  
 (九) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。  
 (十) 表示は、住宅用又は家具用の洗浄剤(酸アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう)。
- (一) 品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「洗浄剤」の用語を付して表示すること。
- (二) 成分の表示は、次のイからヘまでに掲げるところによること。  
 (イ) 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示すること。  
 (ロ) その含有率が三パーセント以上のものについては、「界面活性剤」の用語の後に括弧書きでその種類の名称を示す用語を付記すること。  
 (ハ) 二種類以上の界面活性剤を表示する場合には、その含有率の大きいものから順次列記す

ハ 三(パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率の最も高いもの一つの種類の名称を示す用語を表示すること。

二 洗浄補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を表示すること。

ホ 酸又はアルカリについては、主要なものの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。そして、その用語の次に括弧書きで次の表の上欄に掲げる成分の種類に応じ同表の下欄に掲げる試験方法により算出した当該成分の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス一以内とすること。

モル水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モルの塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

成分の種類	成 分 の 試 験 方 法
塩酸	モル水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モルの塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

成分の種類	成 分 の 試 験 方 法
硫酸	モル水五十ミリリットルに希硫酸(純水と硫酸(日本工業規格K-八九五一)一(硫酸(試験))に定める試験特級とするとともに容量が一対一の割合で混合したものとする)三十ミリリットル及び試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル溶定を行ない、使用された〇・五モル毎リットルの過マンガン酸カリウム溶液を用いて滴定を行なう。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

成分の種類	成 分 の 試 験 方 法
硫酸	モル水五十ミリリットルに希硫酸(純水と硫酸(日本工業規格K-八九五一)一(硫酸(試験))に定める試験特級とするとともに容量が一対一の割合で混合したものとする)三十ミリリットル及び試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル溶定を行ない、使用された〇・五モル毎リットルの過マンガン酸カリウム溶液を用いて滴定を行なう。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

成分の種類	成 分 の 試 験 方 法
硫酸及び硫酸(アミン酸を含む)のうちの硫酸	モル水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モルの塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

備考

成分の含有率は、製品重量比により算出するものとする。

2 試験に用いる溶液の調製方法は、日本工業規格K-八〇〇一(試験試験方法通則)によるものとする。

ハ 酸化剤については、その種類の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、次亜塩素酸塩を配合しているものについては、「次亜塩素酸塩」の用語を用いて表示すること。

(二) 液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度(pH)の区分に応じ、

それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものにあつては原液について、粉末のものにあつては一リットルの水に五十グラムの試料を溶かした溶液について日本工業規格Z-八八〇二(pH測定方法)に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は二十五度とする。

測定方法に定める方法により行うものとする。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス一以内とすること。

水素イオン濃度(pH)	用語
十一・〇を超えるもの	アルカリ性
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性

六・〇未満のもの	酸性
八・〇以下六・〇以上のもの	中性

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、計量法(平成四年法律第五十一号)第十二条(特定商品の計量)及び第十三条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準るものとする。この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

(六) 使用量の目安の表示については、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨(この場合において、特別注意事項として表示する場合には、表示を省略することができる。(塩素系の製品に限る。))。

ロ 用途以外に使用しない旨。

ハ 万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談すること。

ニ 使用の際にはゴム製等の手袋又は柄付きたわしを使用する旨。

(八) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(九) 表示は、最小販売単位」として、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かれやすく記載してすること。

(十) 別記「塩素ガス発生試験(酸性タイプ)」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇 ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな」

ハ 「酸性タイプ」

イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行なうこと。

(十一) 特別注意事項の表示は、容器(箱)に入っているものについては箱及び容器(以下同じ)とともに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、

イ 「まぜるな」危険の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな」危険と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上(製品の排除体積(キャップを含む。以下同じ)が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上(製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以

日本では「酸性タイプ」の表示に際しては、枠を設け「酸性タイプ」と赤系色で表示することとされています。

し、容器ラベル等の色により「酸性タイプ」の文字が目立たない場合は、ラベル又は換用上の注意の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすることとし、「塩素系」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすることとする。

(十一) 第二回二一堿素ガス発生試験(堿素系)で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一〇 ppm以上堿素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

ハロイド  
「ませるな」危険  
「塩素系」

(2) 目に入った時は、すぐに水で洗う旨。  
(3) 子供の手に触れないようにする旨。

(十三) 特別注意事項の表示は、容器(箱)に入つてゐるものについては箱及び容器。以下同じ。(4) 必ず換気を良くして使用する旨。

こと、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすること。  
イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

「おめでたる」の文字は黄色に黒の線取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積）。

上(製品の机関体積が二百三十五リットル以上のものについては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示すること。

口一端素系の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える。

等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさよりハボイント以上大きくすること。

(1)から(4)までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。」の際、(1)については「酸性タイプ」とび「危険」の文字を用いて表示すること」とし、「酸性タイプ」

及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ボリント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字を使用する

文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きい「やわらか」といふ。

## 塩素ガス発生試験（酸性タイプ） 装置及び器具

次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風できるようにする。

別記

(A) 合成樹脂容器  
プラスチック製蓋付容器(丸形)、呼び容量二十リットル(ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする)。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

(B) 塩素ガス検知管  
試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五～十ppm程度の範囲を測定できるもの。

(C) ガス採取器(百ミリリットル)

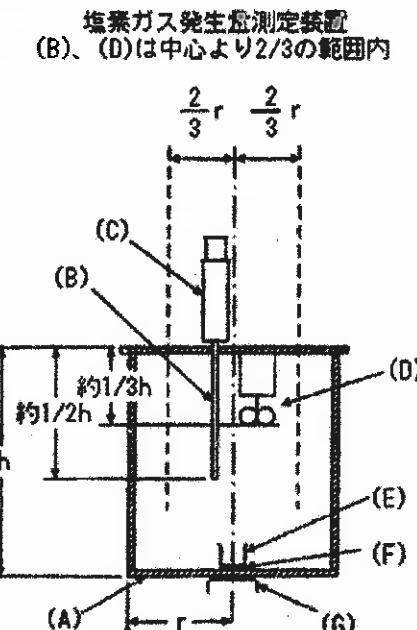
(D) 槽内攪拌用軸流ファン

(E) 羽根(数四～五枚、直径五～七センチメートル、片面面積二百二十一～三百二十平方ミリメートル／枚で総面積五百～千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの)、回転数五千ヘルツで約二千五百rpm、六十ヘルツで約三千rpm

(F) スターラービース(長さ一センチメートル)

(G) マグネチックスターラー

(1) 測定方法



$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量 (L)}}{20}$$

## (二) 基準溶液

イ

規格

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム四・八・五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九・一・一パーセントの混合溶液とする。

## ロ 調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（二）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級（日本工業規格K八五七六（水酸化ナトリウム（試薬））の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るよう調製する。

## ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法は以下のとおり。

次亜塩素酸ナトリウムについては、基準溶液を一・〇グラムないし一・五グラム精粹し、イオン交換水を五十ミリリットルと二氧化炭カリウム二グラム及び酢酸三ミリリットルを加え、遊離したヨウ素を〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液の所要量に対応する次亜塩素酸ナトリウムを求めて含有率を算出する。

水酸化ナトリウムについては、純水五十ミリリットルに基準溶液を五・〇グラム加えた溶液に、水酸化ナトリウムで中和した過酸化水素水を上記基準溶液内に発泡がなくなるまで少量ずつ滴下して次亜塩素酸ナトリウムを分解した後、〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

測定は（二）イ～ニを三回行い、平均値を測定値とする。

（四） 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

別記一 塩素ガス発生試験（塩素系）

## （一） 装置及び器具

別記一 塩素ガス発生試験（酸性タイプ）と同じ。

（二） 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ビベットを用いて（二）で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ 塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネットクリッパーにて混合し、槽内をファンで攪拌する。

二 両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量 (L)}}{\text{本基準溶液の容積 (L)}}$$

本基準溶液の規格  
水温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。  
酸性タイプの基準溶液については、塩酸九・三・九・七パーセントとする。

## (二) 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格K八一八〇（塩酸（試薬））の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るよう調製する。

## ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

（四） 測定は（二）イ～ニを三回行い、平均値を測定値とする。

（五） 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

二十八 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤  
クレンザー（研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの（離出しの用に供せられるものを除く。）をいう。）

（一） 品名の表示に際しては、「クレンザー」の用語を用いて表示すること。

（二） 成分の表示に際しては、次のイから子までに掲げるところによること。

（三） 成分の分析方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ 研磨材については「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。

（四） 研磨材の用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。

（五） 成分の分析方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されるものについては、当該試験方法によること。

マイナス五以内とする。

口 研磨材の種類については、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができるものとする。

- （1） けい酸アルミニウム系鉱物
- （2） けい酸系鉱物
- （3） 炭酸カルシウム系鉱物
- （4） アルミニナ系鉱物

ハ 界面活性剤を含有するものについては、「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率及びその種類の名称を付記すること。

（一） 表示値の誤差の許容範囲はプラス・マイナス二以内とする。

二 含有される界面活性剤のうちその含有率が二パーセント以上のものについては、ハの規定によりその種類の名称を示す用語を付記すること。

（二） 三パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率が最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。

（三） ただし、界面活性剤の種類の名称を知ることができないとときは、他の界面活性剤の種類の名称を示す用語を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名称を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。

（四） 二の規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、その種類の名称又は系別が次の表の上欄に掲げる界面活性剤の区分に応じ、同表の下欄又は中欄に掲げる界面活性剤の種類の名称又は系別を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

界面活性剤の区分 性剤	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名称を示す用語	界面活性剤の系別を示す用語	
			脂肪酸系(脂肪酸又は脂肪酸エステル系界面活性剤以外の界面活性剤を含まないものを指す) アルファスルホ脂肪酸エステル塩	直鎖アルキルベンゼン系 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩
高級アルコール系(陰イオン)	アルキル硫酸エステル塩	アルキルエーテル硫酸エステル塩	純石けん分	
ノルマルバラフィン系	アルキルスルホン酸塩	アルファオレフィンスルホン酸塩	アルファスルホ脂肪酸エステル塩	
脂肪酸系(非イオン)	ソルビタン脂肪酸エステル	ソルビタン脂肪酸エステル	アルキル硫酸エステル塩	
アルキルオレフィン系	ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	アルキル硫酸エステル塩	
高級アルコール系(非イオン)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	アルキル硫酸エステル塩	
アルキルフェノール系	アルキルアミノ脂肪酸塩	アルキルアミノ脂肪酸塩	アルキル硫酸エステル塩	
アミンオキシド系	アルキルアミノキシド	アルキルアミノキシド	アルキル硫酸エステル塩	
活性剤	アミノ酸系	ベタイン系	アミンオキシド系	

ヘ りん酸塩を五酸化りん(P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>)換算で一パーセント以上含有しているものについては、「りん酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マニアス二以内とすること。

ト 研磨材、界面活性剤、りん酸塩又は漂白剤以外の成分（水を除く。）を含有しているものであつて、その成分のうち含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の種類の名前を示す用語を機能の名称を示す用語の次に括弧書きで付記し、その含有率が一パーセント以上ものについては、その機能の名称を示す用語を用いてそれぞれ表示すること。

チ 漂白剤を配合しているものについては、「漂白剤」の用語を用いて表示すること。

(1) 渡性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度(pH)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる渡性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものについては原液について、液状のもの以外のものについては一リットルの水に十グラムの試料を分散、溶解させた液について日本工業規格Z-H801-(pH測定方法)に定める方法により行うものとし、この場合の測定温度は二十度とする」とこと。

水素イオン濃度(pH)	用語
十一・〇を超えるもの	アルカリ性
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性
八・〇以下六・〇以上のもの	中性
六・〇未満三・〇以上のもの	弱酸性
三・〇未満のもの	酸性

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、計量法(平成四年法律第五十一号)第十二条(特定商品の計量)及び第十三条(密封をした特定商品に係る特定物質量の表記)に規定する特定物質量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によること。

(六) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨。  
ロ 万一日に入った場合には、速やかに水で洗い流す旨。

ハ 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後水でよくすすぐ旨(食器、調理器具等の使用に適するものに限る)。

(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(八) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

(九) 別記「塩素ガス発生試験(塩素系)」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇 ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「ませるな 危険」  
ロ 「塩素系」

ハ (1) 酸性タイプの製品と一緒に使う(混ぜると有害な塩素ガスが出て危険である旨。  
(2) 目に入った時は、すぐに水で洗う旨。  
(3) 子供の手に触れないようにする旨。  
(4) 必ず換気を良くして使用する旨。

(十) 特別注意事項の表示は、容器(箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。)ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載することとし、イ、ロ及びハの表示はそれ隣接した位置に行うこと。

イ 「ませるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「ませるな 危険」と表示すること。「ませるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上(製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものについては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ボイント以上(製品の排除体積が二百十三リットル以下のものについては二十六・二五ボイント以上)の大きさで表示すること。

口

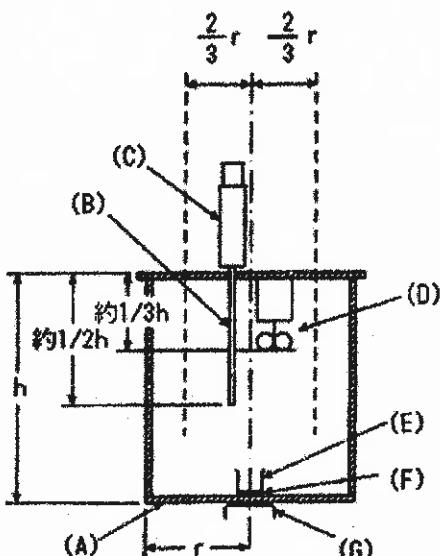
(A) 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示することとし、文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ (1) から (4) までの事項の表示に際しては、枠を設け表示することとし、容器、及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

## 塩素ガス発生装置試験(塩素系)

(1)

装置及び器具  
風できるようにする。

塩素ガス発生装置測定装置  
(B)、(D)は中心より2/3の範囲内

図中(A)～(G)の内容については以下のとおり。

## (A) 合成樹脂容器

合成樹脂容器(丸形)、呼び容量二十二リットル(ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする)。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

## (B) 塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五～十ppm程度の範囲を測定できるもの。

## (C) ガス採取器(百ミリリットル)

## (D) 槽内攪拌用軸流ファン

羽根(数四五枚、直径五七センチメートル、片面面積二百二十～三百二十平方ミリメートル/枚で総面積千五百～三千平方ミリメートルとなる角度付きのもの)、回転数五十Hzで約一千五百rpm、六十ヘルツで約三千rpm

口

(E) 十ミリリットルビーカー  
(F) スターラーピース(長さ一センチメートル)  
(G) マグネチックスターラー

## (1) 測定方法

## イ 合成樹脂容器の底に、ピベットを用いて(三)で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌する。

二 両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容積 (l)}}{20}$$

(ii) 水 室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。  
基準溶液

## イ 規格

酸性タイプ基準溶液については、塩酸九・三十九・七パーセントとする。

## 口 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級(日本工業規格K八一八〇)(塩酸(試薬))の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

## ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル每リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル每リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、プロムチモールブルー溶液とする。

## (四) 測定は(1)～(2)を三回行い、平均値を測定値とする。

(五) 本試験は局部排気設備のある場所で換気注意して行うこと。

その他の磨き剤(研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他添加剤から成り、艶出し及び研磨の用に供せられるものをいう)。

(1) 品名の表示に際しては、その品名の中に「磨き剤」の用語を用いて表示する。

(1) 成分の表示に際しては、次のイからヘまでに掲げるといふによる。

イ 研磨材については「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。この場合において、成分の分析は、日本工業規格K〇〇六七(化学製品の減量及び残分試験方法)の四・四に規定する試験方法(同規格中四・四・一の操作は、(1)第一法により行う)で行うものとし、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス三以内とする。

口 研磨材の種類については、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができるものとする。

(1) けい酸アルミニウム系鉱物  
(2) けい酸アルミニウム系鉱物  
(3) 炭酸カルシウム系鉱物  
(4) アルミナ系鉱物

成 分	成 分 の 種 類 の 名 称 を 示 す 用 語
合成樹脂	水性形 溶剤形 熱溶融形 化学反応形
1 酢酸ビニル樹脂 2 エチレン・酢酸ビニル樹脂 3 塩化ビニル樹脂 4 エポキシ樹脂	水性形接着剤 溶剤形接着剤 熱溶融形接着剤 化学反応形接着剤

- (一) 脂肪酸については、「脂肪酸」の用語を用いて表示すること。
- (二) 有機溶剤については、「有機溶剤」の用語を用いて表示すること。
- (三) 研磨材、脂肪酸又は有機溶剤以外の成分を配合しているものについては、その成分の名称を示す用語を用いて付記することができる。
- ヘ 界面活性剤を含有するものについては、「界面活性剤」の用語を用いて表示すること。
- 用途の表現に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表現すること。
- (四) 正味量の表示に際しては、計量法(平成四年法律第五十一号)第十二条(特定商品の計量)及び第十三条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。
- (五) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。
- イ 子供の手が届くところに置かない旨。
- ロ 万一眼に入った場合には、「すばやく直ちに水で十分洗い流す旨」。
- ハ 火気のあるところでは使用しない旨(引火点が四十度以下のものに限る)。
- 二 用途外に使用しない旨。
- (六) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (七) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。
- 二十九 接着剤
- (一) 種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示すること。

(一) 毒性の表示に際しては、毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)第二条に指定されている劇物を使用している場合に限り、「劇物含有」と表示すること。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
(四) 用途の表示に際しては、当該接着剤による接着に適する用途若しくは材料又はその両方を適正に表示することとし、適する用途又は材料であつても種類によつては接着できない材料がある場合にはこれを適正に表示すること。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
(五) 正味量の表示に際しては、グラム単位若しくはキログラム単位又はミリリットル単位若しくはリットル単位によるものとする。この場合における許容範囲はマイナス三バーセント以内とすること。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。この場合において該当しないことが明らかな場合にはこの限りではない。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
イ 子供の手が届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する旨。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
ロ 接着用以外には使用しない旨。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
ハ 使用に際しては、換気を良くする旨。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
二 有機溶剤を含んでおり蒸気を吸わないよう注意する旨(有機溶剤を含有するものに限る)。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
ホ 人体に影響を及ぼすことが想定される場合には応急処置を行う旨。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
(七) 表示には表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤
(八) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすいように分かりやすく記載してすること。	セルロース 合成ゴム 有機溶剤

- ただし、正味量十五ミリリットル以下のチューブ入りのもの及び正味量三十三ミリリットル以下の瓶入りのものについては、表示事項中「毒性」及び「取扱い上の注意」に係る表示のみを見やすいうように本体に記載して表示することができる。

## 二二十一 住宅用又は家具用のワックス

(一) 品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「ワックス」の用語を付して表示する。

(二) 成分の表示に際しては、その含有量が一パーセント以上の主要成分(水を含む。)について、その成分の名称を例示のように一般的な名称を示す用語を用いて表示する。

イ ハローリン

ハ 有機溶剤

二 ハシリコーン

ホ 水

シリコーン

(三) 種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示する。その種類が次の表の上欄に掲げる種類に応するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示する。

種類	種類を示す用語
水溶性合成樹脂等と有機溶剤を水に乳化したもの	乳化性
油脂、合成樹脂等を水に溶解、乳化又は可溶化したもの	水性
油脂、合成樹脂等を成分とするものや前二項に掲げるもの以外のもの	油性

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。

(五) 正味量の表示に際しては、グラム単位若しくはキログラム単位又はミリリットル単位若しくはリットル単位によるものとする。

(六) 表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記する。

(七) 使用量の目安に際しては、使用の適量について具体的にわかりやすく表示する。

(八) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記する。

(九) 表示は、最小販売単位」とし、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載して下さい。

○ 総務省告示第三百三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成二十一年総務省令第八号)第十三条の規定に基づき、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準を次のようく定め、平成二十九年四月一日から施行する。

総務大臣 山本 早苗

第一 条 地方公共団体の財政の健全化に關する法律施行規則(平成二十一年総務省令第八号)第十三条の規定に基づく、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準

(一) 一般会計等負担見込額の算定の基準

第一 条 地方公共団体の財政の健全化に關する法律施行規則(以下「規則」という)第十三条各号に記載以外の部分に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる受益権を有する信託の区分に応じ、当該各号に定める類である」とある。

第一 条 地方公共団体の財政の健全化に關する法律施行規則(平成十八年法律第百九号)による改正前の信託法(大正十一年法律第六十一号)並葉へ信託規則第十三条の規定により算定した額、ただし、信託行為に別段の定めがある場合など、当該額は、当該別段の定めに定めるところに従い調整を行つて得た額

一一 信託法(平成十八年法律第百八号。以下「信託法」という)に基づく信託零とする。ただし、新信託法第四十八条第五項の合意がある場合には、規則第十三条の規定による算定した額に、当該合意の内容に従い調整を行つて得た額の前項の規定にかかるらず、当該年度の前年度の末時点において、当該信託の目的である建物の建設若しくは土地の造成が完了していないとき又は完了後から三年を経過していないときは、規則第十三条の規定により算定した額を零とすることができる。ただし、信託財産の状況等から判断して当該額を零とすると不適当である場合は、この限りでない。

二 一 第一項の評価額の基準

一一 当該年度の前年度における不動産鑑定士による鑑定評価により得た価額又は当該年度前二年度内の不動産鑑定士による最後の鑑定評価により得た価額に合理的な調整を行つて算定した額

一一 次の算式により算定した額

算式

A+B

算式の符号

A

当該年度前3か年度(ただし、災害その他やむを得ない事情により収益が著しく減少し、又は費用が著しく増加した年度がある場合は、当該年度を除くことができる。)の信託利益金の額(損益計算書その他の信託財産の状況を明らかにする書類における期中の収益の合計額から期中の費用の合計額を控除した額又は期中の利益の合計額から期中の損失の合計額を控除した額をいう。)の平均額

B

当該信託に係る資産の還元利回り(最も一般的と認められる投資の利回りを標準として、その対象となる資産及び当該信託に係る資産の投資対象としての流動性、管理の難易、資産としての安全性等を相互に比較考慮して当該地方公共団体が定める値をいう。)

一一 一前10か月の算定方法による難易特別の事情がある場合は、他の資産の評価手法として合理的に認めたるるものによる算定した額

○ 総務省告示第三百四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成二十一年総務省令第八号)第十四条第三項の規定に基づき、設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣 山本 早苗

第一 総括的要項

一一 立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準

第一 定義

一一 本基準における用語の使用については、(一)に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成9年法律第94号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(以下「規則」という)の例による。

一一 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一一 第十三条各号に記載以外の部分に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる受益権を有する信託の区分に応じ、当該各号に定める類である」とある。

一一 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号)による改正前の信託法(大正十一年法律第六十一号)並葉へ信託規則第十三条の規定により算定した額、ただし、信託行為に別段の定めがある場合など、当該額は、当該別段の定めに定めるところに従い調整を行つて得た額